



「用宗漁港まつり」

静岡県更生保護

第559号



「法の日」に寄せて

静岡県家庭裁判所長 佐藤 正信

十月一日は、「法の日」である。「司法記念日」とされていた戦前の陪審法の施行日が、昭和三十五年に、国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日として「法の日」と定められた。時は流れ、平成二十一年に、国民が司法に参加する裁判員制度が施行され、令和四年には、成年年齢の引下げに伴い、裁判員候補者の年齢の下限も十八歳になった。

戦後八十年の本年、忘れてはならないと思うのは、憲法九十七条が「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と定めているとおり、個人の自由、人権は、現代の自由競争社会においても幾多の試練にさらされてきたことである。国際社会の中で現在も絶えない戦禍のもとで個人の自由や生存する権利すらも脅かされているということである。

個人的な悩みや生き方を共同体の在り方と共に考え、よりよい社会のかたちを求めた哲学者ヘーゲルは、個人に「自由」を保障するために必要な共通ルールが法であり、法の根拠は自由の相互承認にあると説いている。学習指導要領に「法教育」が盛り込まれたのも、社会の中で互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることの理解を深め、自由で公正な社会を支える人材の育成が指向されていることである。先人から多年にわたる努力の成果として託された法の支配する自由で公正な社会を、現在及び将来の世代に託していくためにも、社会全般において、自由や法の理解が深められ、個人と個人、そして社会をつないでいく尊い営みが続けられていくことが希求される。

第75回 “社会を明るくする運動”

～各地の思い出～



地域のあいさつ運動(浜松市)



杜明運動の一環として行われた
「音楽鑑賞会」(掛川市)



市内のデパートで杜明広報(島田市)

静岡駅に出現した
ホゴちゃん
(静岡市葵区)



下校中の小学生に
ごあいさつ
(静岡市駿河区)



ラジオを通して杜明広報(浜松市)



～静岡県推進委員会～

例年、松坂屋静岡店様には懸垂幕の掲示を、静岡県庁前には立看板の設置をお願いしております。第75回も写真のとおり協力していただきました！



松坂屋静岡店



静岡県庁前

～イエローライトアップ～

今年度も県内各地
のみなさまにご協力
いただき、計14ヶ
所で“イエローライト
アップ”が行われま
した。
いつもありがとうございます。



焼津も黄色く
光いました



焼津市公認マスコットキャラクター
「やいちゃん」

～Jリーグ～

県内4つのJリーグク
ラブチームには、ホー
ムゲームでのCM放映
やポスターの掲出に御
協力いただきました！



「ケニア視察団を焼津地区に迎えて」

焼津地区保護司会 サポートセンター長 伊東 広子

七月九日、暑さの厳しい中をケニアからの視察団をお迎えしました。昼食を焼津にてとの依頼で舟小屋にて会食を行いました。その後、市役所近くにあるサポセン「ひまわり」まで案内しました。予定の時間より懇談の開始が大幅に遅れ十分な交流ができるだろうかと心配していました。短時間ではありましたが充実した時間を過ごすことができました。

交流会はサポートセンター事業の沿革と概要の説明から始まり、女性保護司による和菓子と抹茶の呈茶でのおもてなし。ケニア側からの質問に答える形での意見交換。最後に全員での写真撮影では、言語の違いも国の違いも超えた心の触れ合いを感じていました。友人と別れるように名残惜しく手を大きく振ってのお見送りの時には、大変なこともあったけれど、ケニアからのお客様を精一杯おもてなしてきた充実感に包まれていました。

昨年の七月に市役所近くに念願のサポートセンターを開所することができたばかりで、外国からのお客様を迎えることになるとは思っていませんでした。お迎えする準備には時間も手間もかかりました。が、それ以上の収穫もありました。これを機会に以前から提案されていた、焼津地区サポート

センターのパンフレットを作成しました。当日は法務省で英訳してもらった英訳版をお渡しできました。またケニアからのお客様に喜んでもらいたいと出された提案のうち、抹茶を立て呈茶を行うことができました。準備も当日の作業も心を尽くして女性保護司で務めてくれました。この時間はリラックスタイムとなり、かつ日本の文化に触れてもらえたと思います。後日の保護観察所からのメールで、ケニアの次官が日本の訪問の中で、特に印象に残ったのは焼津地区保護司との交流を上げて下さったと知りました。精一杯のおもてなしの心が伝わったことがわかり、何よりの労いになりました。



「息の長い支援」特集

「再犯防止相談支援事業」の有効活用について

静岡県保護司会連合会

本年度から、再犯防止と息の長い支援策の一環として、また、静岡県から当保護司会連合会に対する委託事業として、新たに実施することとなりました「再犯防止相談支援事業」ですが、この制度は、原則として、保護観察を終えて六か月以内の人たちのうち相談支援を希望し、担当保護司の方も相談支援に同意した場合が対象となります。

また、相談支援の頻度は、原則として、一か月に一回として、最長六か月までとし、一月当たりの支援金は、五千円で四半期ごとの振り込みとなります。この間に担当保護司の方からは、「相談支援申請書」及び「支援金口座振込依頼書」のほか、相談支援を実施した日の翌月五日までに「相談支援実施報告書」を提出していただくこととなります。

現時点で三名の保護司の方から申請・報告がありました。罪の償いに関することや職場内の人間関係に関することなどについて、相談・指導を継続して実施していただいています。

この制度を、保護司の方々に有効に活用していただくことで静岡県における再犯防止と息の長い支援に必ず繋がると考えています。

静岡県保護司会連合会事務局

(静岡市葵区追手町九番四五号)

電話 054(251)2346

FAX 054(669)7644

「地域援助」について

静岡保護観察所 首席保護観察官

近藤 大介

令和五年一二月から「息の長い」社会復帰支援の促進のため、「地域援助」の制度が始まりました。この制度は、保護観察の対象者だけでなく、地域住民や関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した援助を行うものです。制度の開始以来これまでも、保護観察を受けていた人だけでなく、その家族からの相談や、地域の支援機関からの相談などを行ってまいりました。そして令和七年度からは、静岡県の事業として、「再犯防止相談支援事業」が開始されています。こちらの事業は、保護観察を受けていた人が、保護観察期間中終了後も、引き続き保護司等による相談をしたい場合に活用することができます。地域援助と重複する部分もありますが、支援が必要とされる期間の長短によって使い分けても良いと思います。このように重層的な支援体制を整えることにより、地域社会における再犯防止や、立ち直りの支援体制の整備に努めてまいります。

保護司の声を聴く — Part12 —

第五四七号から、「保護司の声を聴く」の連載を始めました。この企画では、各地区の保護司さんに様々な質問に答えていただいています。また、質問の一部は、前号の保護司さんからの質問となっており、リレー形式で質問と回答が続いています。県内で活動する保護司さんの多様な経験や取組を是非お楽しみください。

質問

- ① これまでの保護司活動で印象に残っていることは何ですか。
- ② 今後の保護司活動で、やってみたい、または力を入れたい取組は何ですか。
- ③ (下田から西豆) 自主研の内容を教えてください。また、視察研修会の内容や場所等を教えてください。
- (静岡市葵から静岡市駿河) 組織として保護司会の運営はどのように行っていますか。会員の参加や新任の確保の方法など知りたいです。
- (湖西から東小笠) 良好解除となった対象者に、保護司会として何かしていますか？
- ④ 他の保護司に聞いてみたいことは何ですか



西豆地区保護司会 角屋 守男
保護司歴 約十六年

- ① 私の所属する西豆地区保護司会は地域の特性もあり、「保護観察」や「生活環境調整」といった保護司本来の活動を経験する機会は少ないわけですが、研修等を通して先輩保護司の体験談等を聞く中で、対象者への接し方等自分の考えを広げることができました。

- ② 本年度から会長という立場になり、今まで気づかなかった保護司会運営上の諸課題について整理しながら、会員同士の交流する機会を増やし、使命感に基づいた活気ある保護司会運営をめざしたいと思っています。

- ③ 自主研修は、下田警察署職員の「管内の犯罪状況」、下田保健所職員の「違法薬物について」の講話や退任された先輩保護司との座談会等を行っています。視察研修は、甲府、長野、府中、市原、笠松等の刑務所や名古屋地方裁判所、静岡ダルク等の施設を訪れています。

- ④ 「運営助成会費」の集金方法について、工夫されている例がありましたら教えてください。

(④の質問については、次回、三島地区が回答)



静岡市駿河区保護司会 杉山 君子
保護司歴 約十一年

- ① これまでの印象に残っている事は、青少年の対象者のほとんどが、素直な子だと感じた事です。しかし、家庭環境や友人関係などで、自分の気持ち意見などが言えず、犯罪に加担してしまっていると感じる事です。

- ② 特にありませんが、保護司が年々減少の中事業をしていくには、参加者を増やしていく事が重要だと思っています。

- ③ 静岡市は中学校区で選出され、各校区ごとに活動し、かつ保護司会の部活動を行っています。

- 各中学校ごとに保護司適任者を見つけ出すことを基本に、自治会等の機関に対して保護司適任者の推薦者をお願いして新任確保に努めています。

- ④ 物価高の中、保護司予算の減少をどのように対応していますか。よい知恵がありましたら教えてください。

(④の質問については、次回、焼津地区が回答)



東小笠地区保護司会 柏原 貞夫
保護司歴 約十年

- ① 外国籍の対象者の生活環境の調整を担当しました。退去強制になる可能性が高いケースのことでした。満期まであと半年を切った頃だったと思います。仮釈放のあと入管に移送される見込みであると主任官から聞きました。その後本人は入管に移されましたが、退去強制が決まったのか不明のままでした。それから数か月後、主任官から対象者は既に仮放免になり引受人のもとに帰っているとの連絡がありました。そのときは満期まで短い期間だったので、結局保護観察は主任官が担当してくれましたが、情報のない中で気を探りました。

- ② 保護司の後継者ですが、男性のなり手を探すのも大変なところ、女性には更に厳しい状況になっています。より多くの人に保護司への理解を深めて貰えるよう努めていきたいと思っています。

- ③ 解除などの良好措置は、改善更生が進んでおり、それが一定期間安定していることが前提となっていると意識していますので、保護司会として特にその後の対応はしておりません。

- ④ 退任する保護司の後任の確保に苦慮しています。どのような方法・手段で適任者の確保をされていますか。

(④の質問については、次回、掛川市地区が回答)



「ふれあいコンサート長泉」

沼津地区保護司会

沼津地区保護司会では概ね八月下旬の日曜日に「社会を明るくする運動」の一環として支部持ち回りで標記コンサートを実施している。昨年は清水町支部、今年は長泉支部という具合だ。時に県警音楽隊が、時にホゴちゃんが、あるいは地元のグループが演奏したりして会場を盛り上げてきた。

コンサート自体が目的ではない。第一回は二〇一一年。コロナ禍で三回の中断があったものの今日に至っている。ビラ配り等の街頭キャンペーンが主だった社明運動をより効果的にという発想から起ち上がり、組織的にも翌年に社明部が組織されてこれを担当するようになった。保護司及びその活動への理解普及を図ったり、犯罪防止やオレオレ詐欺等の被害防止を訴えたりで、要するに、そこに集う多くの市民等への社明運動の趣旨を広める一貫として実施されてきたのである。

本年は、八月二十四日にベルフォーレ長泉を会場に開催。長泉中七十七名の大編成のブラスバンド演奏に、知徳高校吹奏楽部の演奏がプログラムされて会場はぎっしり。満席だった。当然である。出演の子どもたちに、その親御さ

んや祖父母等が演奏を楽しみにやってくるのだから会場は膨れ上がる。この満席の会場で三井会長が保護司やその活動の意義を述べ、大倉統括保護観察官は更生保護について語られた。コンサートの終わりは知徳高校の奏でる「ふるさと」の斉唱で会場は一体となった。毎回のことだが、受付周辺のロビーに薬物対策、更生保護パネルを展示。保護司活動の理解を深め、その周知の機会としている。



令和七年度 静岡県更生保護顕彰式典

来たる令和七年十二月四日(木)、グランシップ中ホール・大地において、令和七年度静岡県更生保護顕彰式典を開催いたします。今年度は、静岡市駿河区が開催当番地区となり、準備を進めています。

日時 令和七年十二月四日(木)
午後一時三十分開式
場所 グランシップ 中ホール・大地
静岡市駿河区東静岡二丁目三番一号

◎更生保護大会及び顕彰式典の実施方法について

令和二年二月の静岡県保護司会連合会常任理事会における議決をもって、実施方法が変更されましたので、改めてお知らせします。実施方法は、以下のとおりです。

★五年に一回、更生保護大会を開催。開催地区は、西部、中部(静岡市内三区の地区会を除く)、東部の順転とする(次回開催は令和十一年、開催地区は中部となる予定です)。

★更生保護大会以外の四年間は、静岡市において、更生保護大会よりも規模を縮小した更生保護顕彰式典を開催。開催当番地区は、静岡市葵区、清水区、駿河区の順転とする。

死亡者叙位・叙勲(敬称略)

(令和七年六月二十四日)

(沼津) 石川 寛康

保護司の異動(敬称略)

配属区変更

(八月一日)

(北多摩北(東京) ↓ 下田)

山下 勝幸

死亡

(八月二十三日)

(沼津) 土屋 悟

(九月七日)

(静岡市駿河) 櫻井 知世

